十五　福祉サービスの組織と経営
十六　ソーシャルワーク演習
2　精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省・厚生労働省令第三号）第一条第十九号に規定するソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。
（法第四十条第二項第二号の社会福祉に関する科目）
第三条　法第四十条第二項第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十五号までに掲げる科目とする。
一　医学概論
二　心理学と心理的支援
三　社会学と社会システム
四　社会福祉の原理と政策
五　社会保障
六　高齢者福祉
七　障害者福祉
八　児童・家庭福祉
九　貧困に関する支援
十　保健医療と福祉
十一　ソーシャルワークの基盤と専門職
十二　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
十三　ソーシャルワークの理論と方法
十四　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
十五　ソーシャルワーク演習
十六　ソーシャルワーク演習（専門）
十七　ソーシャルワーク実習指導
十八　ソーシャルワーク実習
（実習演習科目の時間数等）
第四条　第一条第二十号から第二十三号まで及び前条第十五号から第十八号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。
一　次に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数以上であること。
イ　第一条第二十号及び前条第十五号に掲げる科目　三十時間
ロ　第一条第二十一号及び前条第十六号に掲げる科目　百二十時間
ハ　第一条第二十二号及び前条第十七号に掲げる科目　九十時間
ニ　第一条第二十三号及び前条第十八号に掲げる科目　二百四十時間
二　前号イに規定する科目を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。
イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者
ロ　学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

（新設）
（新設）
（新設）
（法第四十条第二項第二号の社会福祉に関する科目）
第三条　法第四十条第二項第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十三号までに掲げる科目とする。
一　人体の構造と機能及び疾病
二　心理学理論と心理的支援
三　社会理論と社会システム
四　現代社会と福祉
五　相談援助の基盤と専門職
六　相談援助の理論と方法
七　社会保障
八　高齢者に対する支援と介護保険制度
九　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十一　低所得者に対する支援と生活保護制度
十二　保健医療サービス
十三　相談援助演習
十四　相談援助実習指導
十五　相談援助実習
（新設）
（新設）
（新設）
（実習演習科目の時間数等）
第四条　第一条第十六号から第十八号まで及び前条第十三号から第十五号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。
一　次に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数以上であること。
（新設）
イ　第一条第十六号及び前条第十三号に掲げる科目　百五十時間
ロ　第一条第十七号及び前条第十四号に掲げる科目　九十時間
ハ　第一条第十八号及び前条第十五号に掲げる科目　百八十時間
（新設）